吉川市水道事業開発給水取扱要綱に基づく開発給水協議について

R7.10.1改正

開発給水について協議が必要なもの

吉川市水道事業の給水区域内において、計画１日最大給水量が5立方メートル以上の場合であって、次のいずれかに該当するとき。

(1) 全体の計画１日最大給水量が5立方メートル以上の場合であって、次のいずれかに該当するとき。

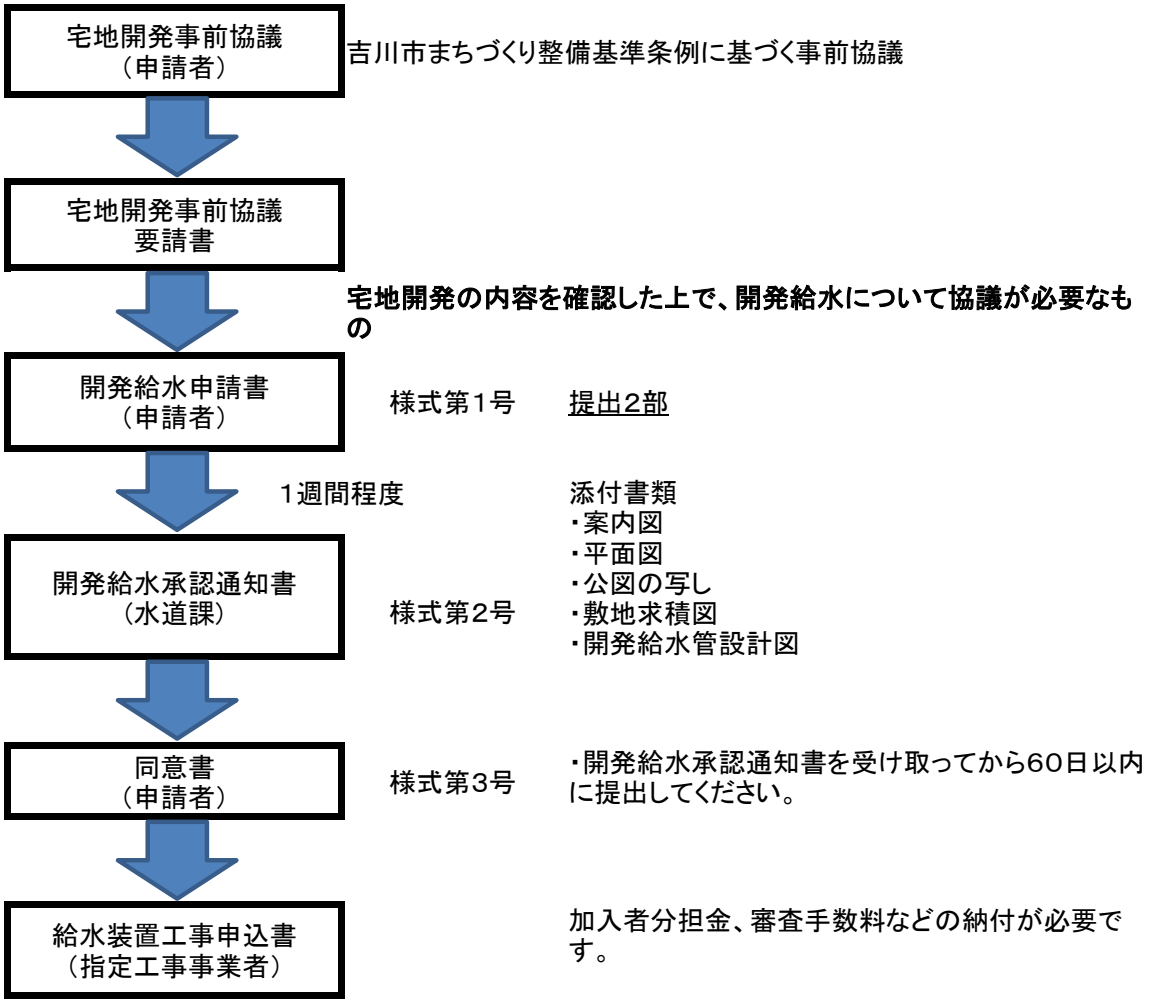
ア　第４条の2の規定により配水管の布設又は改良(以下「布設等」という。)を行うとき。

イ　分岐しようとする配水管の口径が50ミリメートル以下のとき。

ウ　配水管から口径75ミリメートル以上の管で分岐しようとするとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が協議する必要があると認めた開発給水の場合

※計画１日最大給水量が5㎥以上かつ、配水管を新設する場合、配水管の口径が過小の場合、又は給水管が75mm以上の場合等を協議の対象とします。



※　申請内容等に変更があった場合は、開発給水変更承認申請書（様式第４号）や開発給水中止届（様式第５号）、氏名等変更届（様式第６号）を提出していただく必要があります。